

質問に対する回答について

件名	秋田自動車道 和賀仙人トンネル東工事
----	--------------------

番号	対象ファイル名等	対象ページ	質問事項	回答
1	①特記仕様書 ②設計図【トンネル：本坑】	①75頁 ②112/135	特記仕様書ではSTA.48+65～STA.80+65で調査ボーリング工を実施することになっておりますが、図面上ではSTA.71+80程度までしか記載がありません。調査ボーリング工の実施範囲は特記仕様書が正しいとの認識でよろしいでしょうか。	調査ボーリング工先行ボーリングAの実施範囲及び契約数量については、設計図（2/9）【トンネル：本坑】112/135及び金抜設計書のとおりです。 なお、交付図書に誤りがありましたので後日訂正します。
2	①入札公告（説明書）	11頁	評価項目①の制御発破区間にある「避難連絡坑部」は避難連絡坑④（STA.61+49.637）、避難連絡坑⑥（STA.68+02.940）、避難連絡坑⑧（STA.75+428）の認識でよいでしょうか。	そのとおりです。
3	①06_2 設計図【トンネル：本坑】 ②特記仕様書 ③金抜設計書	87頁 54頁 19頁	計測工割付図(2)(83/135)の左下に「地盤伸縮測定 縦断図」がありますが、特記仕様書および金抜設計書には計測工Bに伸縮計が計上されておられません。東側坑口部の計測工Bは地表面沈下計測のみという理解でよいでしょうか。	そのとおりです。 交付図書に誤りがありましたので後日訂正します。
4	入札公告（説明書）	-	入札公告（説明書）の『技術評価項目及び技術評価基準』技術提案評価型（二次審査）に示される評価項目①の提案箇所として、（2）制御発破区間（STA.77+70～STA.78+70、避難連絡坑部）とありますが、特記仕様書P40に示される爆破掘削（制御発破：DS段発電気雷管方式）の施工箇所（STA66+24～STA66+64、STA66+64～STA67+00、STA67+00～STA67+81）と一致しません。技術提案の評価項目①の提案箇所（2）は、入札公告（説明書）のとおり、制御発破区間（STA.77+70～STA.78+70、避難連絡坑部）と考えてよろしいでしょうか？	入札公告（説明書）『技術評価項目及び技術評価基準』評価項目①に示す（2）制御発破区間は設計図書及び入札公告（説明書）に記載のとおりSTA.77+70～STA.78+70と避難連絡坑部です。 なお、特記仕様書28-6-1（1）トンネル掘削方法に記載のSTA66+24～STA66+64、STA66+64～STA67+00、STA67+00～STA67+81の区間について、当初計画では積雪中期間の機械掘削として契約数量を見込んでおりますが、トンネル掘削の進捗に応じて、積雪中期間以外に掘削を行う場合に爆破掘削（制御発破）を行う区間としてお示ししております。

5	①特記仕様書	40頁	積雪中期間とは、土工関連作業の冬期休止期間11月27日～翌年4月7日との認識でよろしいでしょうか？また、機械掘削方式を採用する積雪中期間の期間増減は協議事項でしょうか？	積雪中期間とは、特記仕様書12-2冬季休止期間に示す期間ではありません。工事契約後、気象状況および積雪状況により別途監督員が指示します。
6	①特記仕様書	79頁	拡幅掘削する前方側（西坑口）に設置する防護扉より前方の避難坑及び避難連絡坑へ点検や計測機器の設置等のため、監督員に打診すれば常時立ち入りできますか？	常時立ち入りは可能です。
7	①特記仕様書	53頁	特記仕様書に記載の計測工Cにおけるデータ回収、測定データの取りまとめ等について別途監督員と協議すると記載されています。計測機器の設置、回収時に、供用中のI期線トンネルに、監督員に打診すれば常時入坑できますか？	常時入坑はできません。 なお、計測工Cの計測器の設置及び撤去は、特記仕様書28-6-6計測工(2)に記載のとおり通行止めでの夜間作業としております。
8	①特記仕様書	53頁	特記仕様書に記載の計測工Cにおけるデータ回収、測定データの取りまとめ等について別途監督員と協議すると記載されています。データ回収は、計測機器の設置場所に行って取得することを標準とお考えですか？	工事契約後、別途監督員と協議するものとしてお考え下さい。
9	①特記仕様書	53頁	特記仕様書に記載の計測工Cにおけるデータ回収、測定データの取りまとめ等について別途監督員と協議すると記載されています。データ取りまとめは、報告書提出までを標準とお考えですか？	工事契約後、別途監督員と協議するものとしてお考え下さい。
10	①06_2 設計図【トンネル：本坑】	88頁	計測工割付図(3)(84/135)の計測工C（発破振動測定）設置個所のうち、I期線測点STA.65+83はII期線では機械掘削で計画されています。一方で、避難連絡坑⑥（I期線測点STA.68+00）交差箇所が発破振動測定は計画されておりません。STA.65+83ではなく、STA.68+00に発破振動測定を設置する認識でよろしいでしょうか。	設計図（2/9）【トンネル：本坑】84/135の和賀仙人トンネル計測工割付図（3）に示す発破振動測定位置に誤りがありました。正しくは以下のとおりとなります。 I期線本坑：STA55+27、57+16、58+70、61+38、61+50、61+79、68+00、75+70、77+70 避難連絡坑：STA58+20、71+70、79+60 交付図書に誤りがありましたので後日訂正いたします。
11	①特記仕様書	53頁	計測工C（発破振動測定）の主な機器種別・規格に、電動式振動速度計（速度型振動素子 周波数10～1000Hz）とありますが、この計測機は3成分（水平2方向、鉛直方向）の速度を計測できるものを想定されていますか？	そのとおりです。

1 2	①入札公告（説明書）	①11項	評価項目①の(2)制御発破区間(STA.77+70～STA.78+70、避難連絡坑部)について、提案対象となる避難連絡坑とは、避難連絡坑④、⑥、⑧という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	質問番号 2 に対する回答のとおりです。
1 3	①設計図【トンネル：本坑】	①84/135項	和賀仙人トンネル計測工割付図(3)(I期線)の計測工Cの実施位置について、発破掘削の避難連絡坑⑥付近に発破振動測定が計画されていません。理由をご教示ください。	質問番号 1 0 に対する回答のとおりです。
1 4	①特記仕様書 ②設計図【本線：土工部】	①10頁 ②3/83	特記仕様書では、北上市道6002034番線はトンネル工施工時において、終日交通規制となっています。この対象は工事用道路で使用する範囲のみでしょうか。もしくは和賀仙人トンネル東側坑口の直上も含めた北上市道6002034番線全線でしょうか。	特記仕様書12-6（1）交通規制に記載の北上市道6002034番線の車線規制については、工事用道路で使用する範囲ではなく、トンネル東側坑口部の直上に位置する市道において、市道直下のトンネル掘削の施工時に交通規制を実施する計画としております。
1 5	①特記仕様書 ②設計図【本線：土工部】	①10頁 ②3/83	特記仕様書では、北上市道6002034番線はトンネル工施工時において、終日交通規制となっています。工事用道路でない和賀仙人トンネル東側坑口の直上の北上市道6002034番線において、一般車両の通行はございますでしょうか。	一般車両の通行はあります。
1 6	①設計図【トンネル：本坑】	①84/135	計測配置図 本坑は、起点側から見た配置図であり、II期線側のI期線覆工面では発破振動測定を行わないという認識でよろしいでしょうか。もしくは終点側から見た配置図であり、II期線側のI期線覆工面で発破振動測定を行う計画でしょうか。いずれかご教示お願いいたします。	設計図（2/9）【トンネル：本坑】84/135の和賀仙人トンネル計測工割付図（3）に示す計測配置図 本坑は、起点側から終点側を見たI期線トンネル断面における配置図となっており、II期線側の覆工側壁部での発破振動測定は計画しておりません。